

令和5年度 多文化共生推進事業助成金の概要及び留意事項

公益財団法人静岡県市町村振興協会

1 趣 旨（要領第1）

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくことのできる地域社会づくりを支援するため、多文化共生推進事業を実施する市町及び当該事業を実施する地域団体等を補助する市町に対し、多文化共生施策の推進を支援するため、予算の範囲内において助成金を交付するもの。

2 助成対象事業等（要領第3）

(1) 助成対象事業は、市町が多文化共生の推進のために実施する事業及び当該事業を実施する地域団体等に対して市町が補助する事業とし、その例示は、次のとおりとする。

＜例示＞

- 外国人住民に対する日本語の習得を支援する事業
- 外国人住民に対する生活支援を推進する事業
- 日本人住民と外国人住民の交流を推進する事業
- 「やさしい日本語」の普及を推進する事業
- 外国人住民の文化や習慣等に対する日本人住民の理解を促進する事業

また、次のような事業は助成対象としない。

- 国、県その他団体の補助等を受ける事業
- 従前から実施している事業の財源の振替と見なされる事業。ただし、理事長が従前の事業から内容の拡充があると認めるものは除く。
- 施設又は備品の整備が主たる目的である事業

(2) 助成対象事業費は、要領第3の(2)のとおりとする。

(3) 助成限度額は1市町あたり100万円とし、助成率は1/3とする。(地域団体等に対して市町が補助する事業の場合は、市町補助額の1/3とする。)

なお、1円未満の端数は切り捨てる。

3 実施期間（要領第4）

3年以内とする。

4 助成金の交付の申請（要領第5）

(1) 事業を行う市町は、理事長あて助成金の交付の申請を行う。

(2) 要領第5の(2)の提出期限の「別に定める日」は、事業着手の概ね2週間前又は12月31日のいずれか早い日までとする。なお、事業着手が5月末以前となる場合には、事業

実施の前年度の3月中に申請を行うことができる。申請書の提出が期限までに間に合わない場合は、事前に協会に報告し、その指示を受けること。

- (3) この事業での「事業着手」とは、別に定める場合を除き、次のとおりとする。
 - ① 市町が実施する事業 入札その他これに類する行為の執行
 - ② 地域団体等への補助事業 補助金の交付決定
- (4) 要領第5の(1)のウの収支予算書に計上する金額は、市町の歳入歳出額を記載するものとし、特に委託事業については、受託者の収支予算額ではなく市町が委託料として支出する金額について記載すること。また、地域団体等への補助事業の場合で、市町の補助対象に当法人の助成対象事業以外の事業も含まれている場合は、当法人の助成対象事業に相当する分についてのみ記載すること。
- (5) 要領第5の(1)のエの(イ)の事業計画書の詳細についての説明資料は、所定様式の記載事項以外で事業計画を説明するための詳細な事項を記載した書類をいう。

6 事業計画の変更等の承認申請（要領第7）

要領第6の(1)に該当するときは、速やかに、理事長あて事業計画の変更等の承認の申請を行う。なお、交付決定額が助成金交付にあたっての上限額となるため、要領第6の(1)のいずれにも該当しない場合であっても、助成金額の増額を希望する場合はその金額の多寡に関わらず、変更の承認申請を行うこと。

7 実績報告（要領第8）

- (1) 事業が完了した市町は、理事長あて実績報告を行う。
- (2) 事業報告は、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は助成金の交付決定のあった日の属する事業年度の翌年度4月10日のいずれか早い日までに行う。
- (3) この事業において、事業完了とは、次のとおりとする。
 - ① 市町が実施する事業 全ての経費の支払いが完了したとき
※委託事業で委託料を前金払等しているときは、委託者から事業報告を受け、それを適正と認めた日を事業完了日とする。
 - ② 地域団体等への補助事業 団体からの実績報告を受け、それが適正であることを認めたとき
- (4) 要領第8の(1)のウの収支決算書に計上する金額は、市町の歳入歳出額を記載するものとし、特に委託事業については、受託者の収支決算額ではなく市町が委託料として支出した金額について記載すること。また、地域団体等への補助事業の場合で、市町の補助対象に当法人の助成対象事業以外の事業も含まれている場合は、当法人の助成対象事業に相当する分についてのみ記載すること。
- (5) 委託事業については、委託事業が適正に実施されたことを証明する書類（完成検査報告書の写しなど）及び委託費の内訳を示す書類を添付すること。

8 助成金交付請求（要領第9）

助成金の交付の確定を受けた市町は、受領後10日以内に、理事長あて助成金交付請求書を提出する。